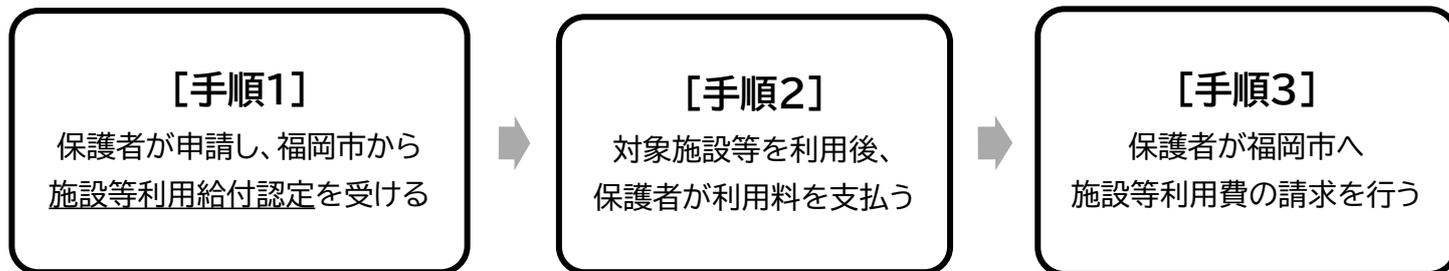


幼児教育・保育の無償化に伴う手続きのご案内 ～令和7年度 施設等利用給付認定の申請について～

福岡市在住で、保育を必要とする3～5歳児クラスの児童、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童を対象に、利用料(保育料)の給付を実施しています。

給付を受けるためには、下記の手順を踏む必要があります。



このご案内では、認可外保育施設等を利用される方向けに、認定申請に関する手続きや必要な書類等について記載しております。内容をご確認いただき、手続きをお願いいたします。申請に必要な様式等は福岡市ホームページに掲載しております。右記二次元コードよりご確認ください。



1. 対象となる方

下記の要件をすべて満たし、福岡市から施設等利用給付認定を受けた場合に、給付対象となります。

クラス(実施年齢)	必要な認定	認定を受けるための要件
3～5歳児 (H31.4.2生～R4.4.1生)	施設等利用給付 2号認定	保育の必要性があること
0～2歳児 (R4.4.2生～)	施設等利用給付 3号認定	市町村民税非課税世帯で、保育の必要性があること

※無償化の対象となる認可外保育施設等を利用中・利用予定の方が対象です。

認可保育所や認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育施設を定期利用している方は、本申請はできません。

令和7年度の年齢別クラスは、下記のとおりです。

クラス(実施年齢)	生年月日
5歳児	平成31年(2019年)4月2日 ～ 令和2年(2020年)4月1日
4歳児	令和2年(2020年)4月2日 ～ 令和3年(2021年)4月1日
3歳児	令和3年(2021年)4月2日 ～ 令和4年(2022年)4月1日
2歳児	令和4年(2022年)4月2日 ～ 令和5年(2023年)4月1日
1歳児	令和5年(2023年)4月2日 ～ 令和6年(2024年)4月1日
0歳児	令和6年(2024年)4月2日 ～

※実際の保育は、上記の表でのクラス編成ではない場合があります。その場合は、生年月日から該当するクラスに当てはめて、この案内をご確認ください。

2. 対象施設

施設等の所在する市町村から無償化の対象施設等であることの確認を受け、公示された認可外保育施設等が対象となります。

<p>・認可外保育施設 (一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等)</p> <p>・一時預かり事業(一般型)、一時保育事業</p> <p>・病児保育事業</p> <p>・ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>※福岡市内の無償化対象施設一覧は、福岡市ホームページ(右記二次元コード)でご確認ください。(福岡市外の施設については、施設へご確認ください。)</p>	 <p>認可外保育施設等</p>
--	---

3. 申請にあたっての確認事項

(1) 注意事項

- ◆ 認定申請は、利用を希望する年度のご案内を確認した上で、ご申請ください。
- ◆ 認定開始日は、原則、福岡市が申請書を受け付けた日より遡ることはできません。認定開始を希望する日前までにご申請ください。認定開始を希望する日が閉庁日の場合、認定開始を希望する日より前の開庁日までにご提出ください。申請時期の目安は、認定開始を希望する日の1か月以上前です。必要に応じて、追加資料の提出をお願いすることがありますので、お早めの申請をお願いします。
- ◆ 保育の必要性の審査については、保護者全員が対象です。
- ◆ 福岡市が認定審査のために、申請者や申請に係る児童の保護者の就労先事業者等へ連絡・確認を行う場合があります。また、申請内容の確認が取れない場合や疑義がある場合は、書面による調査、面談を行うことがあります。
- ◆ 申請内容が事実と相違した場合は(書類の偽造・改ざん等を含む)、認定を取り消す場合があります。

(2) 審査結果について

- ◆ 福岡市が申請書を受け付けた日から1か月程度で、認定通知書または認定却下通知書をご自宅へ送付いたします。ただし、令和7年4月1日からの認定開始を希望する場合のご申請につきましては、事務が集中するため、審査に時間を要することがあります。

(3) 認定保護者について

- ◆ 認定を受けた場合、施設等利用給付認定申請書の『①申請者(保護者)の情報』の欄に記載のある保護者が「認定保護者」となります。

【注意事項】

- ・申請や届出等、認定後の手続きができるのは、「認定保護者」です。
- ・福岡市から郵送物等を送る際の宛先となります。
- ・施設等利用費の請求時の申請者及び給付時の振込支給先口座は「認定保護者」のものとなります。
- ・認定保護者を変更する場合は、変更届・変更となる保護者の本人確認書類の写しの提出が必要です。

(4) 現況届について

- ◆ 認定を受けた方は、給付対象であることを、「現況届」及び「保育の必要性が確認できる書類」等(就労証明書等)で毎年届け出る必要があります。書類の提出がない場合や対象外となった場合は、給付を受けられなくなる可能性があります。現況届に関する手続きについては、提出時期に別途ご案内します。

4. [手順1]施設等利用給付認定の申請について

(1) 保育の必要性の事由(保護者の状況)及び認定の有効期間について

保育の必要性に応じて、認定の有効期間が異なります。

保育の必要性の事由(保護者の状況)	認定の有効期間
月60時間以上就労している (就労開始・復職予定含む)	小学校就学前まで ※就労開始・復職予定及び、雇用期限がある場合などは、有効期間が短くなる場合があります。
育児・介護休業法に基づく育児休業取得開始時に、申請児童が既に保育施設等を利用しており継続利用が必要である ※一時的なお預かりでの利用は、原則対象外	次のうち、いずれか短い期間 ア) 育児休業期間の終了日の属する月の末日 イ) 育児休業対象児童が1歳を迎えた日(誕生日の前日)の属する月の末日
求職活動、開業準備等を行っている	次のうち、いずれか短い期間 ア) 小学校就学前まで イ) 認定開始日から90日が経過する日が属する月の末日まで
月60時間以上 就学している (大学への就学・公共職業能力開発施設において実施される職業訓練を受けている等)	次のうち、いずれか短い期間 ア) 小学校就学前まで イ) 認定開始日から保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
妊娠中又は出産後間がない (出産月の前2か月から出産日の後8週間)	次のうち、いずれか短い期間 ア) 小学校就学前まで イ) 出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病、負傷、障がい等がある	小学校就学前まで ※添付書類に期間の定め等がある場合には、有効期間が短くなる可能性があります。
同居の親族(長期入院している親族を含む)を常時介護又は看護している(月60時間以上)	
災害等の復旧にあたっている	

【必ず確認してください】

- ・保育の必要性が認められるのは、保護者全員が、上記の保育の必要性の事由に該当する場合です。
- ・認定の有効期間が終了した場合は、施設等利用給付も終了し、給付の対象外となります。
- ・認定の継続を希望する場合は、認定期間の満了前に保育の必要性の事由を証明する書類の提出が必要です。手続きについては、提出時期に別途ご案内します。

【就労予定・復職予定の場合】

就労開始予定の1か月前より認定可能です。認定を受けた場合、申請時の就労開始予定日までに就労を開始し、1か月以内に、改めて就労証明書を提出してください。
提出が確認できない場合には、認定を取り消す場合があります。

(2) 申請に必要な書類(必要な様式は、福岡市ホームページに掲載しております。)

申請に必要な書類は、世帯状況により異なります。下記をご確認の上、必要書類の添付や記入漏れ、記載内容に誤りがないようご提出ください。その他、必要に応じて証明書類等の提出をお願いすることがあります。

【きょうだい児が同時に申請する場合】

施設等利用認定申請書は、申込児童1人につき、1部必要となります。(※申請者は原則、同じ保護者)その他の添付書類は、世帯で1部ご準備の上、すべての書類をまとめて提出ください。

◆ 必要な書類 (添付書類については、原則、発行から3か月以内のものを提出ください。)

①施設等利用給付認定(2・3号)申請書…必ず表面・裏面ともに記入してください。	
③保育の必要性を証明する書類 (保護者全員が対象) 保護者の状況により必要な書類が異なります。(3)の表(P.5)を確認してください。 ※支給認定期間の開始日が令和7(2025)年4月1日以降で、認定希望日時点で有効な「教育・保育給付の支給認定証」(認可保育所等利用申込に基づき発行)がある場合、保育の必要性を証明する書類の添付は不要です。	
③申請者(保護者)の個人番号確認書類及び本人確認書類の写し	
□マイナンバーカード ※両面の写しが必要(1枚で個人番号と本人確認の両方ができます)	
または	
□個人番号確認書類 以下のいずれか1点の写し ・通知カード ※現住所や氏名等が異なる場合は使用できません。 (別途、本人確認書類の写しが必要です。) ・個人番号が記載された住民票等 (別途、本人確認書類の写しが必要です。) ※「個人番号通知書」は、個人番号確認書類や本人確認書類として使用することはできません。	□本人確認書類 「写真付き身分証明」以下のいずれか1点の写し ・運転免許証 ・パスポート ・住基カード(顔写真付き) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書 + ・官公署発行の写真付き身分証明書等で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの 「その他の本人確認書類」以下のいずれか2点の写し ・各種健康保険資格確認書 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当受給証明書 ・介護保険被保険者証 ・官公署等からの発行書類で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの

※施設等利用給付申請の手続きにおいて、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。

<p>マイナンバーの利用目的</p>	<p>提出を受けた個人番号及び特定個人情報、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付及び施設等利用給付認定に関する事務の範囲で取り扱います。</p>
--------------------	---

◆ 世帯の状況により必要となる書類(3号認定申請者)

世帯が以下の状況にあてはまる場合は、該当する必要な書類をご提出ください。

世帯の状況	必要な添付書類
令和6年(2024年)1月1日時点の住所が福岡市外の方 ※令和7年(2025年)4月～8月に認定を希望する場合	令和6年度(2024年度)市町村県民税所得課税証明書 (「所得額」「控除額」「課税額」が記載されたもの)
令和7年(2025年)1月1日時点の住所が福岡市外の方 ※令和7年(2025年)9月～令和8年(2026年)3月に認定を希望する場合	令和7年度(2025年度)市町村県民税所得課税証明書 (「所得額」「控除額」「課税額」が記載されたもの)
里親または生活保護を受給している方	措置決定通知書、保護受給証明書

※父母の収入の合計額が103万円未満の場合、同居の祖父母等の市町村民税額を確認します。

※保護者が里親または生活保護法による被保護者の場合、市町村民税非課税世帯として取り扱います。

(3) 保育の必要性を証明する書類 ※保護者全員が対象

保育の必要性の事由(保護者の状況)		必要な添付書類
就労(月60時間以上)		
就労の形態・状況	雇用されている場合 雇用による就労開始予定の場合 (育児休業等からの)復職予定の場合	・勤務先会社等が発行した就労証明書 ※就労開始・復職予定者は、就労開始後、改めて就労証明書の提出が必要です。
	自営業主の方	・事業の営業主が記入した就労証明書 ・事業内容が分かる書類
	自営業専従者・家族従業者の方	・事業の営業主が記入した就労証明書
	役員・内職・業務委託にて従事している方	【雇用先より就労証明書の発行が可能な場合】 ・経営、委託、依頼元の会社等が発行した就労証明書
		【従事者本人が記入する場合】 ・従事者本人が記入した就労証明書 ・事業内容が分かる書類
	【事業内容が分かる書類の例】 営業許可通知書の写し、個人事業届の写し、登記簿謄本の写し等 ●役員・内職・業務委託・自営業主で従事者本人が就労証明書を記入する場合は、 <u>事業内容が分かる書類の提出が必要です。</u> また、会社等が発行した証明書をご提出いただいた場合も、内容確認のため事業内容が分かる書類等のご提出をお願いする場合があります。	
育児・介護休業法に基づく育児休業取得開始時に、申請児童が既に保育施設等を利用しており継続利用が必要な方 ※一時的な預かりでの利用は、原則対象外	・就労証明書 ・育児休業に係る申立書 ・保育施設が発行した在園証明書	
求職活動、開業準備等を行っている場合	・誓約書兼就職活動報告書	
就学している(月60時間以上) (大学への就学・公共職業能力開発施設において実施される職業訓練を受けている等)	・在学証明書または学生証(写し) ・就学時間がわかるカリキュラム等の書類	
妊娠中又は出産後間がない (出産月の前2か月から出産日の後8週間)	・母子手帳(表紙及び出産予定日が記載してあるページの写し) 又は、出産(予定)証明書	
疾病、負傷、障がい等がある	【疾病・負傷がある方】 ・診断書 ※診断書には家庭保育ができない理由や期間の記載が必要です。	
	【障がいがある方】 ・障害者手帳(写し)、診断書など	
同居の親族(長期入院している親族を含む)を常時介護又は看護(月60時間以上)	・診断書、障害者手帳(写し)、介護保険証(写し)など ・介護・看護状況の申立書	
災害等の復旧にあたっている	・従事していることが証明できる書類 ・従事内容の申立書	

5. 変更申請が必要な場合

転居や転職、退職、就労状況の変更、婚姻、出産等、世帯の状況に変更がある場合は、速やかに変更申請が必要です。施設等利用給付認定の要件に該当しなくなった場合は、認定の取り消しを行う場合があります。

変更届の様式は、福岡市ホームページに掲載しております。

変更内容	提出書類
転居した	・変更届 ※必要に応じて証明書類等の提出をお願いすることがあります。 ※福岡市外に転出する場合、同じ施設等を継続利用する場合であっても、転出先の市町村で施設等利用給付認定を新たに受ける必要があります。 手続きについては、転出先の市町村へご確認ください。
世帯構成に変更がある	
利用施設を認可保育所(地域型を含む)・幼稚園に変更した	
保育の必要性に変更がある (就労を開始した・妊娠した等)	・変更届 ・保育の必要性を証明する書類
認定保護者を変更したい	・変更届 ・新たに認定保護者となる方の本人確認書類の写し
その他家庭の状況に変更があった	・変更届 ・変更内容が分かる書類

6. [手順3]施設等利用費の請求について(概要)

施設等利用費を受け取るためには、福岡市に対して請求手続きを行う必要があります。手続きの詳細は、認定通知に同封するお知らせをご確認ください。なお、施設等利用費が受け取れるのは、施設等利用給付認定通知書に記載された認定保護者のみです。

(1) 給付内容及び月額上限額について

認定を受けた子どもの保護者が認定の有効期間内において、無償化対象の認可外保育施設等を利用し、利用料を支払った場合に、上限額の範囲内で給付します。認定区分により上限額が異なります。

クラス(実施年齢)	認定区分	月額上限額
3～5歳児 (H31.4.2生～R4.4.1生)	施設等利用給付 2号認定	37,000円
0～2歳児 (R4.4.2生～)	施設等利用給付 3号認定	42,000円

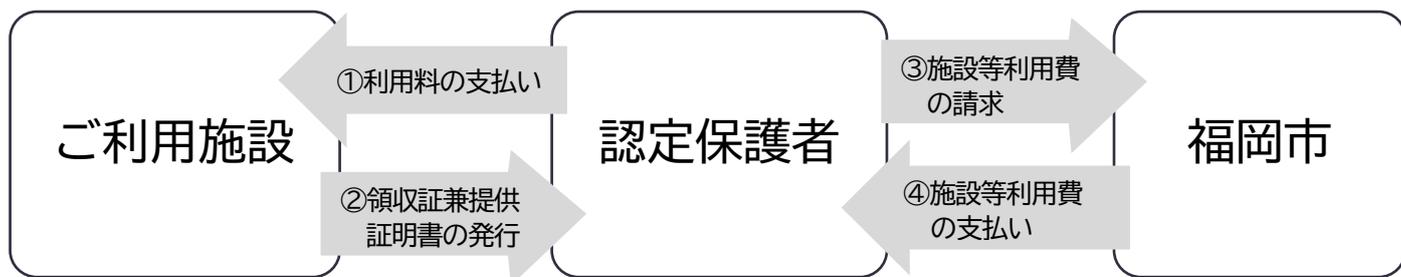
【注意事項】

- ・給付対象は、対象施設等に支払った保育料のみです。
 ※通園送迎費、食材料費、行事費などは対象外となります。
- ・無償化の対象となっていない施設・事業の保育料は、請求できません。
- ・月の途中で認定期間が開始される場合または終了する場合や、市町村間の転出入の場合は、月額上限額は日割りとなります。

【複数の施設ご利用された場合】

- ・利用料を合算して、月額上限額まで請求できます。

(2) 請求の流れについて



- ①ご利用施設へ利用料を支払います。
- ②ご利用施設へ『領収証兼提供証明書』が必要であることを伝え、『領収証兼提供証明書』を受け取ります。
※福岡市で定めている『領収証兼提供証明書』をご利用ください。
- ③『施設等利用費請求書』に必要事項を記入します。
請求受付期間内に、『施設等利用費請求書』、『領収証兼提供証明書』、『振込口座が確認できる通帳またはキャッシュカードのコピー(初回及び変更の場合)』を福岡市へ提出してください。
- ④支給決定後、福岡市より支払決定通知を送付いたします。その後、施設等利用費の支払いが行われます。

【注意事項】

- ・請求に関する詳しい内容は、認定通知書に同封するお知らせ・記載例をご確認ください。
- ・請求書様式・請求スケジュールは、福岡市ホームページに掲載しております。
ご確認の上、ご請求ください。
- ・請求の時効は、2年で消滅します。

7. 施設等利用給付認定申請方法・申請先

(1) 申請方法

申請書類は、下記の7.(3)郵送先へ送付してください。
審査後、施設等利用給付の認定通知または認定却下通知を送付します。
ご不明な点等がありましたら、下記の7.(2)問い合わせ先(無償化専用ダイヤル)へご連絡ください。

提出書類の内容や追加資料の提出について、無償化専用ダイヤルや運営支援課から申請者または勤務先等へ連絡・確認を行う場合があります。

また、確認がとれない場合や疑義がある場合、書面による調査、面談を行うことがあります。

(2) 問い合わせ先

無償化専用ダイヤル

電話番号：092-791-6222

開設時間：午前9時30分から午後5時30分まで

(土・日・祝日、12月29日～1月3日は除く)

メール(運営支援課)：hoikumusyoushouka@city.fukuoka.lg.jp

(3) 郵送先

〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8-1

こども未来局 子育て支援部 運営支援課 宛

幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【認可外保育施設等】

【利用者】

No.	Q	A
1	居住している市町村とは異なる市町村の認可外保育施設を利用した場合も幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	確認を受けた施設を利用した場合、無償化の対象となります。
2	居住している市町村とは異なる市町村の認可外保育施設を利用している場合、利用者はどこに施設等利用費を請求しますか。	居住している市町村(施設等利用給付認定を受けた市町村)に施設等利用費を請求します。
3	出産により居住している市町村とは異なる市町村の認可外保育施設を利用している場合、利用者はどこに施設等利用費を請求しますか。	居住している市町村(施設等利用給付認定を受けた市町村)に施設等利用費を請求します。
4	転入前に認可外保育施設を利用、施設等利用費の給付を受けていましたが、転入後も継続して同様の施設を利用、施設等利用給付費の給付を受けたいのですが、手続きが必要ですか。	転入先での施設等利用給付認定の申請が必要です。施設等利用給付費の給付を受けるには、居住している市町村で施設等利用給付認定を受ける必要があります。転入後14日以内にお手続きいただき、認定を受けることで継続して給付を受けることが可能です。
5	幼児教育・保育の無償化の開始年齢は、満3歳になった日からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了しますか。	小学校就学前の3年間分の保育料が無償化されます。年度途中で満3歳になっても、翌年度の4月からの利用料が無償化され、また、年度途中で満6歳になっても、その年度の3月までの利用料は無償化の対象となります。
6	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用が無償化の対象となるためには、どのような認定を受ける必要がありますか。	3～5歳児クラスの場合、保育の必要性の認定が必要です。保育の必要性の認定の要件は、認可保育所の利用と同等です。また、0～2歳児クラスの場合、保育の必要性の認定がある方で、かつ住民税非課税世帯の方が対象となります。
7	就労以外の要件でも保育の必要性の認定は受けられますか。	保育の必要性の認定の要件は、認可保育所の利用と同等です。就労以外の要件は、「幼児教育・保育の無償化に伴う手続きのご案内」をご確認ください。
8	認可保育所を利用しているが、認可外保育施設の利用が無償化の対象となるためには、どのような認定を受ける必要がありますか。	認可保育所を利用している子どもは、休日や夜間等の認可保育所の開園していない時間帯の利用であっても認可外保育施設等の利用料は無償化の対象となりません。
9	幼稚園を利用しているが、認可外保育施設の利用が無償化の対象となるためには、どのような認定を受ける必要がありますか。	保育の必要性の認定を受けた子どもで、在籍する幼稚園の預かり保育事業が、 ①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または②年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満のいずれかに該当する場合、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。幼稚園の預かり保育事業の施設等利用費月額上限額1.13万円(3号認定者は月額1.63万円)から幼稚園の預かり保育事業の施設等利用費を差し引いた額が上限となります。なお、申請は、在籍する幼稚園経由となります。在籍する幼稚園の預かり保育事業が上記の要件に該当するかは、在籍する幼稚園にご確認ください。 ※幼稚園等の利用料にかかる給付を受けず、月額3.7万円(3号認定者は月額4.2万円)を上限として認可外保育施設等の利用料にかかる施設等利用費を受けることはできません。

No.	Q	A
10	幼稚園が夏休みなど長期休業中のみ8時間未満の預かり保育事業しか行っていない場合、認可外保育施設の利用はどうなりますか。	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件のうち、「平日8時間以上」は、教育時間を含めた時間であり、教育課程に係る教育を実施している平日を想定しています。したがって、教育課程に係る教育を実施している平日に8時間以上の預かりを行っている場合で、長期休業中のみ8時間を下回る場合は、要件に該当せず、認可外保育施設等の利用は無償化の対象となりません。
11	既に教育・保育給付認定を取得した子ども（認可保育所の申込みを行い、入所保留となった子ども等）が認可外保育施設を利用する場合、無償化の対象となるためには、別途、施設等利用給付認定が必要ですか。	申請が必要です。 支給認定期間の開始日が「令和7年4月1日以降」で、認定希望日時点で有効な「教育・保育給付の支給認定証」がある場合、保育の必要性は既に認定されていますので、就労証明書等の証明書類の添付は不要です。 ただし、育児休業復帰予定で取得された教育・保育給付認定において、育児休業を延長された場合は、就労の要件に該当しなくなるため、原則無償化の対象外となります。
12	施設等利用費を受給するためには、認可保育所等へ入所申込みを行い、入所できなかったことが要件になりますか。	施設等利用給付認定のみを申請する方も無償化の対象ですが、市町村は、認可保育所等の利用申し込みを行わなかった理由を確認することとなっております。
13	認可保育所等の利用申し込みを行わなかった理由によっては、施設等利用給付認定が受けられないことがありますか。	認可保育所等の利用申し込みを行わなかった理由は、施設等利用給付認定申請書の中で主な理由の1つにチェックを入れることしております。選んだ理由によって、施設等利用給付認定が受けられないことはありません。
14	保育の必要性の認定については、毎年の申請を求めますか。	申請は必要ありません。 福岡市より毎年、保育の必要性等を確認するため、現況届及び保育の必要性が確認できる書類等の提出を求めます。
15	施設等利用給付認定の開始日は、認定の申請日より前に遡及できますか。	認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません。 ただし何らかの瑕疵により保育の必要性を認定した場合など、後日瑕疵により認定を取り消す場合は遡及して取り消す場合があります。
16	転入の場合、施設等利用給付認定の開始日は、認定の申請日より前に遡及できますか。	認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません。 転入後、速やかに申請ください。 なお、転入日の都合により、施設の利用開始前に施設等利用給付認定を申請できない場合は、転入前にご相談ください。
17	認可外保育施設の利用は、保育の必要性の認定があれば、月極めではなく一時的な利用でも施設等利用費の給付対象となりますか。	月極めか一時的かといった利用形態に関わらず、施設等利用給付の対象となります。
18	施設等利用給付認定は、保護者の就労時間等に応じて、標準時間・短時間による認定を行いますか。	施設等利用費は1月につき限度額の範囲内で支給するものであり、施設等利用給付認定において、1日の保育必要時間を算定する考え方はありません。
19	月の途中で施設・事業の利用を中止した場合、或いは月の途中から利用を開始した場合、日割り計算を行いますか。	①途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額は、(3歳児以上の場合) 3.7万円× 転出日までの日数÷その月の日数 ②途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額は、(3歳児以上の場合) 3.7万円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数となります。(日割りの日数は、施設等利用給付認定の期間内であることが条件です。)
20	育休の要件でも保育の必要性の認定は受けられますか。	育児・介護休業法に基づく育児休業取得時に、既に保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合、保育の必要性の認定が受けられます。 ただし、利用施設を変更する場合や育休取得後に保育施設等を新規利用する場合は対象外となります。

施設等利用給付認定(2・3号)申請書

記載例

(あて先)福岡市長

(誓約)私(申請者)は、以下の1~2の項目に同意した上で、給付認定の申請について関係書類を添えて申し込みます。

※原則、認定開始日を認定の申請日(市が申請書を受理した日)より前に遡ることはできません。認定開始を希望する日までに申請してください。

期することがあること。外となっても異議は申し立てません。

①申請者(保護者)の情報

Form for applicant information including fields for registration date, name, age, address, and phone numbers. Includes a note about age calculation as of April 1, 2025.

②利用児童の情報

Form for child information including fields for name, age, and facility details.

施設等利用給付認定(2・3号)の申請理由 ※主な理由の一つにチェックを入れてください。

- Checkboxes for reasons for application: existing facility, time of day, distance, etc.

保育の必要性を確認しますので、裏面も記入してください。

※2 支給認定期間が令和6年4月1日以降に開始し、認定希望日時点で有効な「教育・保育給付の支給認定証」(認可保育所等利用申込に基づき発行)がある場合、証明書類の添付は不要です。

③世帯構成

- 父母及び申請子ども以外の同居者全員について記入してください。●年齢、学年等は、令和6年(2024年)4月1日現在で記入してください。

Table for household composition with columns for name, age, occupation, and ID number.

(保護者別居の場合や令和5年1月1日または令和6年1月1日時点で福岡市外居住の場合) ※3号認定(0~2歳児クラス)申請者は市外の場合、税証明等の添付が必要です。

Form for residence information including fields for previous residence, reasons for moving, and current residence details for specific dates.

【福岡市記入欄】

Small form for Fukuoka City specific fields: child code, subsidy confirmation, and tax confirmation.

全員記入

3号認定申請者記入

